



島根県報

平成21年4月24日（金）

号外第99号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公安規則】

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

2

公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 4 月24日

島根県公安委員会委員長 山 下 裕 國

島根県公安委員会規則第 5 号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 下肢不自由の項中「3 級の 1」を「4 級」に改め、同表乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の項中「2 級まで」を「4 級まで」に改める。

附 則

この規則は、平成21年 5 月 1 日から施行する。